

第 1 5 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 6 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 6 月 5 日 午前 1 0 時 2 3 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保			
3	岸 正 二			
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子			
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子			
8	下 田 三 徳			
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子			
11	須 田 和 敏			
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司			
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎			

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 9 番	齊藤 由香	委員
	議席 1 2 番	青木 明雄	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	中澤 正幸	
	統括主幹(農地調整係長)		吉田 徳之
	統括主幹(農業振興係長)		狩野 康信
	主 事	中嶋 辰哉	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

総会に入る前に、ご報告いたします。各委員あてに通知させていただいておりますが、4月の農地転用申請に伴う現地調査と5月の総会、農政部会から、出席委員を縮小しての開催を行っております。また、4名の地区班長には、縮小体制期間中の会議等の欠席をお願いしております。

群馬県では、5月14日木曜日に緊急事態宣言が解除され、5月16日に山本知事から、外出自粛や休業要請を段階的に緩和していく方針が公表されました。

渋川市では、感染の再拡大を起こさないよう緩和については慎重にすべきとして、5月末までは現状のとりの自粛等を行うと決定し、取り組んでまいりました。

群馬県は5月30日土曜日をもって、警戒度3から大幅な緩和となる警戒度2に移行しました。警戒度2における県民への要請緩和の内容は、一、感染リスクの高い場所を除く外出自粛の解除。二、5都道府県への不要不急の往来を除く、都道府県をまたぐ移動自粛の解除。三、50人以下のイベント、会議等の制限解除、などであります。

会議については、会場の定員の半分以下の人数ということで、この会議室であれば20人以下での開催が可能となります。しかしながら、第2波、第3波の感染拡大が心配されるところであり、人命が最優先であることから、当会の現地調査及び会議はもうしばらくこの体制で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、研修会等の活動についても、収束状況を見ながら、また皆様にお諮りしながら再開していきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

始まる前に、ご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

令和2年度第15回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は１９人中１０人で、会議は成立しました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第１、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日１日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第２、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号９番、齊藤由香委員、議席番号１２番、青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号９番、齊藤由香委員と議席番号１２番、青木明雄委員に決定いたしました。

続いて、議事日程第３、報告第１号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第１号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の１ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、１ページから２ページ記載の番号１番から７番までの７件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第１号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から4番までの4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、埋蔵文化財試掘調査届についてご説明申し上げます。報告書の5ページをお願いします。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたので、ご

報告いたします。

この度の届出は、番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、子持地区を野村隆第2班長、赤城、北橘地区を星野安久第2班長より報告をお願いします。最初に野村隆第2班長、お願いいたします。

15番

報告いたします。

農地法第4条の規定による許可申請であります。現地を見ました結果、特に問題ある所はございませんでした。

それから、農地法第5条の規定による許可申請であります。これにおきましても、問題は特にございませんでした。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、星野安久第2班長、お願いいたします。

1 番

赤城と北橘地区の現地調査をご報告したいと思います。

5月26日に実施させていただきました。参加者は、角田壽一委員と石田玉枝委員と私、星野。事務局は、狩野係長と山口主事の計5人です。件数は、第5条が5件でございます。

申請番号5の6番、5の7番、5の8番、5の9番、5の10番のいずれも特に問題ないと思われました。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

この部分について、私から提案させていただいてよろしいでしょうか。

申請番号5の4番ですが、過去に定期借地権付き建売分譲用地として利用したいという申請が同じ申請者から出て、非常にもんだことがございまして、この件についてどうなのかということでございます。

なぜかという、定期借地権付き建売分譲住宅として当農業委員会が許可を出したら、現地には建売建設用地として看板が立っていた。定期借地権付きではなくて通常の建売だったという事例がございします。

定期借地権というのは、東京都とか大規模都市にはありますが、田舎ではどうなのかなと。50年という期限付きのものが、この辺に合うかといえ、合わないですね。

また、この申請方法だと、賃貸借で月いくら、というのみで、本質的にはお金が動かないということもあります。

過去の経緯もあったのでどうなのかなという、事務局に対する質問です。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 今回の申請につきましては、所有者と申請者の間で、土地の賃貸借契約という形になっています。

定期借地権付き建売住宅が現状に合わないというお話ですが、確かに、高崎や前橋ではこういう事例は見られるものの、本市についてはまれなケースではあります。ですが、それによって許可を出さないというわけにはいきません。

状況を見ながら、トラブル等があれば皆様にお諮りして、善処したいと思います。

14番 はい。14番、石田玉枝。

議長 はい、石田玉枝委員。

14番 何か問題があったら皆さんにお諮りして、と言いましたが、既に契約はされているわけで、問題があったとしても、私たちに謀って何がどうなるものではないのではありませんか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

何らかのトラブルがあった場合、例えば、ブラックリスト的な形で、あなたはこういうことをして信頼性がないので、きちんとしないと今後はこうなりますよ、というような指導をするとした場合に、どのように指導していくかについて皆様にお謀りしたいということです。

なお、今回の申請については、合法的な申請でございますので、拒否することはできません。

1 8 番

はい。1 8 番、高橋昭彦。

議 長

はい、高橋昭彦委員。

1 8 番

市町村合併する前の渋川市でも、定期借地権の申請は受けているんですよ。有馬地区に定期借地権で何軒か家が建っています。

地主とか色々な人から聞いた、定期借地権のメリットというのは、家を持とうとする人がなかなか土地を買えない中で、5 0 年そこに家を建てていられる権利がある。期限が来たときには更地にして返すという条件はあるけれども、地代だけ払っていれば借りることができる、というところですよ。

ただ、別に不動産屋が間に入らなくても、相対で賃貸借契約はできるわけなので、そこはどうかと思います。

議 長

この申請者は過去に、定期借地権付き建売住宅で申請を出しましたが、看板が立ってみたら建売住宅用地の売買ということだったので、それはおかしいという話になりました。

先ほど事務局長が言ったように、許可を下ろさないわけにはいかないですけれども。

1 7 番

はい。1 7 番、廣瀬淳。

議 長

はい、廣瀬淳委員。

1 7 番

過去の事例では、申請の際は定期借地権だったけれども、実態は通常の建売だったということですか。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局	過去に指導した状況としては、建売住宅用地という申請だったのが、当時、建物が建っておらず、売り地という看板が出ていたため、転用目的と違う行為だということで指導させてもらったということです。 宅地造成だけの転用ができるのは、市街化が進んでいる渋川地内にあるような、都市計画法の用途地域内の農地だけで、それ以外の場所については宅地分譲のみの転用は認められていないので、建物を建ててそれを売却するというのが基本です。 この申請者以外にも、建物を建てずに売り地というのは見受けられますが、発見したときはその都度、目的どおり実行してもらうように指導しているところでございます。
議 長	私が一番懸念しているのは、農業委員会には分からないからこれで申請を出しておけばいいんだよ、というようになってしまうことです。
1 8 番	はい。1 8 番、高橋昭彦。
議 長	はい、高橋昭彦委員。
1 8 番	問題になっているのは、権利だと思うんです。これが売買であれば、通常だから構わないけれども、賃貸借となっていることについて、これから許可をする上で、しっかり見定めていかないといけないと思います。
議 長	この辺の土地に対して定期借地権が適合するか適合しないかということなんです。土地代が1万、2万というような所で、毎月地代を払ってやるのか、ということです。適合はしないと思うんです。 ですから、そこのところを再度確認していただいて、許可をするかしないかということなんですが、いかがなものでしょうか。 事務局に再度問合せをしていただいて、間違いなく定期借地権付き建売住宅でやるのかということですよ。
事務局	はい、議長。農業振興係長。
議 長	はい、農業振興係長。
事務局	先程来、会長が心配しているとおり、定期借地権の申請は最近あまりなかったもので、申請者の方には確認をいたしました。地主の意向により今回は定期借地権の申請としたいということで確認をしているところです。

議 長 確認しているんですね。

事務局 はい、しています。

議 長 そうということで、事務局の方で確認しているということですので、前に進めたいと思います。
ほかに質疑等ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します
以上で現地調査報告を終わりたいと思います。
続きまして、議事日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3の2番の2件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番につきましては、農業経営規模拡大のため、申請番号3の2番につきましては、農業経営効率化のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 申請番号３の１番から３の２番の２件について審議します。 質疑のある方はお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。 議案第１号、申請番号３の１番から３の２番の２件については、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号３の１番から３の２番の２件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第８、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号４の１番から４の３番の３件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第４条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の３ページをお願いいたします。 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第４条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものであります。 申請番号４の１番から４の３番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号４の１番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。 申請番号４の２番は、周辺の一団の農地が１０ヘクタール以上の区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号4の1番から4の3番の3件についてを審議いたします。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の1番から4の3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4の3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、保留分についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の8番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請、保留分につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、保留分について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の8番保留分は、5月8日の総会でお諮りいたしました。農地法施行規則第57条第1項第2号の規定により、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分又は処分の見込み

が必要とされ、本件については都市計画法の開発許可若しくは許可見込みが必要でしたが、先月の総会時点では許可及び許可見込みが無かったことから保留とした案件です。

今般、前橋土木事務所へ確認したところ、許可見込みがあるとの回答が得られましたので再議をお願いするものであります。

申請地は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請、保留分についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の8番保留分について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の8番保留分の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の8番保留分の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から5の10番の10件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページから10ページ関連です。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決

定を総会にお願いするものです。

申請番号５の１番から１０番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号５の１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の２番は、周辺の一団の農地が１０ヘクタール以上の区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の３番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の８ページをお願いいたします。

申請番号５の４番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の５番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

なお、本件申請においては、３，０００平方メートルを超える案件として事業の施行に都市計画法第２９条の開発許可が必要であり、農地転用の許可をするには開発許可又は開発許可がされる見込みが必要です。今般、前橋土木事務所へ確認したところ、許可見込みがあるとの回答を得ております。

議案書の９ページをお願いいたします。

申請番号５の６番は、赤城行政センターから約２００メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の７番は、農業公共投資がある区域ですが、既存施設の拡張であることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の８番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

議案書の１０ページをお願いいたします。

申請番号５の９番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

す。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号５の１番から５の１０番の１０件について審議いたします。

質疑のある方はお願いします。

１ 番

はい。１番、星野安久。

議 長

はい、星野安久委員。

１ 番

申請番号５の４番について、先程来、皆さんから色んな意見交換がされて、審議されました。やはりこれは、問題が後々起きるように思われます。

結局、建物を建てる側とすれば、権利を自分のものにしたい。年数も５０年以上住むかもしれない。そういう観点で家をつくると思うんです。そうして、これが建売分譲という形で売られたとすると、権利関係が後々問題になります。ですから、こうした案件については、賃貸借よりも売買で、というような形で今後は進めていただきたいと思います。申請をする会社にもそうした指導をして、これからの方向についてよく話していただきたいと思います。

議 長

１番の意見で、申請番号５の４番については再度確認をしてもらいたいということです。事務局に依頼するしかありませんので、よろしくお願いします。

ほかの部分については、質疑なしということでよろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。

議案第４号、申請番号５の１番から５の１０番の１０件のうち、３,０００メートルを超える案件の申請番号５の５番の１件については群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当と

し、残りの9件は許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番から10番のうち申請番号5の5番の1件は群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により許可書を交付し、それ以外は議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の11ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年7月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が20人、借受人が10人、筆数が39筆、面積が46,462.00平方メートルです。この個別の内訳は、12ページから13ページ記載の利用権設定総括表のとおりでございます。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づ

く議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表の番号２９番から３３番を審議したいと思います。

渋川市農業委員会総会会議規則第２条第３項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できません。本来、会長が欠けたときには、会長職務代理者がその職務を代理することになっておりますが、本日は職務代理者の出席がありませんので、この議案については高橋昭彦農政部会長を議長に指名いたします。

よろしくお願いいたします。

(山本会長退席)

議 長 この議案について議長を務めさせていただく、農政部会長の高橋で
(１８番) す。よろしくお願いいたします。

利用権設定総括表の番号２９番から３３番の５件について審議いたします。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
(１８番) 議案第５号の利用権設定総括表、番号２９番から３３番の５件については、議案のとおり認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表、番号２９番から３３番につい
(１８番) ては、承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

議長を交代します。ありがとうございました。

(議長交代)

議 長 議長を交代いたしました。

引き続き議事を進行させていただきます。

利用権設定総括表、番号３４番から３９番の６件について、本来であれば農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、関係する委員の退席をお願いするところではありますが、本日は関係委員の出席はありませんので、このまま番号２９番から

33番を除く、番号1番から39番の34件について審議したいと思います。

質疑のある方はお願いします。

4 番 はい。4番、角田壽一。

議 長 はい、角田壽一委員。

4 番 番号1番から16番までが群馬県農業公社を使っているのですが、これは所有者の方から農地中間管理機構に参加するのか、土地改良区の方からおすすめがあったのか、どういう経緯で農地中間管理機構に結び付いたかは分かりますか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 その辺の詳細は分かりません。ただ一般的には、所有者が農地中間管理事業を利用したいということで手を挙げる場合もありますし、農業経営基盤強化促進法の利用権でやっていたものを農地中間管理機構に切り替えるというパターンもあります。あとは、角田委員が言われたように、土地改良等をした土地の中でそういう話が持ち上がったのかもしれない。色々なパターンが考えられると思います。

議 長 そのほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第5号の利用権設定総括表、番号29番から33番を除く、番号1番から39番の34件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表、番号29番から33番を除く、番号1番から39番の34件については、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第15回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前 1 0 時 2 3 分>